

【フランス】経済活動の透明性と汚職防止に関する法律

専門調査員 文教科学技術調査室 豊田 透

(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 2016年12月、立法・行政における公的決定と経済活動との関係を適正化し汚職の防止、探知及び通報を強化するための法律が制定された。

1 経緯

フランスにおける汚職防止に関連する立法は、フランソワ・ミッテラン (François Mitterrand) 大統領政権下の1993年1月29日に制定され、当時の経済・財務大臣の名を冠し「サパン法 (Loi Sapin)」と通称される「汚職の防止並びに経済活動及び公的手続における透明性に関する法律」(注1)が画期となった。この法律では、公契約や公共事業委託における手続の透明性や公平な競争の確保等を規定した。その後2013年10月11日に「経済活動の透明性に関する法律」が制定され、立法・行政において公的決定を行う者の資産・利害関係届出義務の拡張や利益相反の回避義務、通報者の保護、「公的活動の透明性に関する高等機関 (Haute Autorité pour la transparence de la vie publique: HATVP)」の創設等が定められた(注2)。

フランソワ・オランド (François Hollande) 現大統領はフランスを「模範的な共和国 (République exemplaire)」とする目標を掲げており、公的決定と経済活動の関係を一層適正化するための立法措置を目的としてHATVPに対し諮問を行い、2015年1月、HATVPのナダル委員長 (Jean-Louis Nadal) から「公共の信頼の回復」と題された報告書が提出された。これに基づく新たな法案が2016年3月30日の大臣会議発表において政府から提示され、2016年12月9日、「経済活動の透明性、汚職防止及び現代化に関する法律」(注3)として制定された。現政権においても同じサパン経済・財務大臣が担当する巡り合わせとなり、そのため「サパンII法」と通称されている。

2 主な内容

サパンII法は全9章169か条から成り、①公的決定手続と経済活動における透明性強化、②汚職の抑止 (特に国際商取引における贈賄の抑止)、③経済活動の公平化・活性化のための諸施策を柱としている。本稿では、このうち①②について以下に概要を紹介する。

(1) 汚職防止機構 (AFA) の創設 (第1章第1節)

司法大臣と予算担当大臣の共管の下、独立機関としてフランス汚職防止機構 (Agence française anticorruption: AFA) を創設する。これは従来の汚職防止中央総局 (Service central de prévention de la corruption: SCPC) に替わるもので、権限や予算・人員規模が拡張される。公的機関あるいは企業が汚職防止・発見のための内部規律や手続を規定する際に指導・管理を行う。また、汚職により有罪となった企業には、こうした規定を3年以内に策定・実

施する補充刑が科される場合があり、AFA がその執行を監視する。

(2) 通報者の保護（第 1 章第 2 節）

贈収賄の通報者の保護を強化することも AFA の創設目的の一つであり、AFA は通報者に対し法的保護の情報を提供し、通報者を匿名化して通報された件について対応を行う。また、通報者に対してなされ得る制裁措置や訴訟に対する権利主張や弁護に要する費用を負担することができる。なお、公務員は、汚職を探知した場合には通報する義務が法律に定められている。

(3) 汚職防止のための監視義務（第 1 章第 3 節）

500 名以上の従業員を雇用し年間総売上高が 1 億ユーロ以上（注 4）である企業又は商工業的公施設法人は、汚職防止・探知のための監視プログラムの実施が義務付けられる。具体的には、行動規範や内部告発手段の策定、会計監査、汚職に関わりやすい立場の雇用者を対象とする研修の実施、懲戒処分制度の整備等が求められ、(1)のとおり AFA の指導・管理を受ける。

(4) 外国公務員贈賄の防止（第 1 章第 3 節）

外国においてその国の公務員に対し贈賄を行ったフランス企業（多国籍企業のフランス法人を含む）を訴追するための外国公務員贈賄罪を強化する。従来こうしたケースではフランス人しか訴追できなかったが、今回の改正により、外国人であってもフランスの法律により訴追し刑罰に処することができることとなる。また、訴追の要件や手続を簡素化し、迅速な訴追を実現する。

(5) 利益代表者の登録と公開（第 2 章）

公的決定を行う政府構成員（首相、大臣及び政務官等）、国会及び地方議員、国及び地方の上級公務員を対象にロビー活動等を行う「利益代表者（représentant d'intérêt）」は、HATVP が新たに作成し維持管理するデータベースに登録しなければ活動を行うことができない。このデータベースは、誰もが閲覧することができる。「利益代表者」とは、私法上の法人や商工業的公施設法人及びそのグループにおいて、立法・行政の公的決定に影響を及ぼすことを主要な任務としている者とされている。また、ロビー活動を個人として行う場合も含まれる。該当者は、業務・活動の開始から 1 か月以内に代表者氏名、活動領域、活動の対象となる者を HATVP へ通知しなければならない。未登録で活動した場合には HATVP から催告を受け、従わない場合は 30,000 ユーロ以下の罰金を科される。

注（インターネット情報は 2017 年 3 月 16 日現在である。）

- (1) Loi n° 93-122 du 29 janvier 1993 relative à la prévention de la corruption et à la transparence de la vie économique et des procédures publiques.
- (2) Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. 同法については、服部有希「閣僚、国会議員等の利益相反行為の防止及び資産の届出」『外国の立法』No.258-1, 2014.1, pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8407333_po_02580104.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。
- (3) Loi n° 2016-1691 du 9 décembre 2016 relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique.
- (4) 1 ユーロは約 122 円（平成 29 年 3 月分報告省令レート）。